

令和6年度（2024年度）八王子市 雨水浸透施設設置補助金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、雨水の流出を抑制し、並びに地下水の涵養を促し、健全な水循環の再生を図るため、八王子市内で雨水浸透施設を設置するものに対し、その設置に要する費用の一部について、市が予算の範囲内で交付する補助金につき、補助金等の交付の手續等に関する規則（昭和35年八王子市規則第19号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において雨水浸透施設とは、八王子市内の住宅等の既存建物の屋根に降った雨水を地下に浸透させる構造をもった雨水浸透ます及び雨水浸透管（雨水浸透トレンチ）で、別に定める八王子市雨水浸透施設設置基準に適合するものをいう。

（補助対象者）

第3条 補助金の対象者は、市内に建物、若しくはその敷地を所有している者、又は所有する者の同意を得た者とする。ただし、次に掲げるものは除くものとする。

- （1） 八王子市宅地開発指導要綱（平成5年4月1日決裁）第3条に規定する事業に伴い雨水浸透施設を設置するもの
- （2） 八王子市集合住宅等建築指導要綱（平成5年4月1日決裁）第3条に規定する事業に伴い雨水浸透施設を設置するもの
- （3） 都市計画法第43条等の規定により、雨水浸透施設を設置するもの
- （4） 国、地方公共団体及びその他これらに準ずる団体
- （5） この要綱により補助金の交付を受けようとする雨水浸透施設を設置する建物に、既にこの要綱により市の補助金を受けて雨水浸透施設を設置したことがあるもの
- （6） 本市において市税を滞納している者
- （7） 雨水浸透施設を設置する敷地の建物が、仮設住宅であるもの
- （8） 雨水浸透施設を設置する敷地又は建物が、不動産業者、建築業者等により売買を目的として所有又は使用されているもの
- （9） 屋根面積が20㎡未満の建物であるもの

（対象区域）

第4条 対象区域は市内全域とする。ただし、次の各号に掲げる区域を除く。

- （1） 急傾斜地崩壊危険区域及び地すべり防止区域
- （2） 前号に掲げるもののほか、雨水浸透施設を設置することにより安全性等が損なわれるおそれのある区域

（施工者）

第5条 雨水浸透施設の設置工事は、八王子市下水道条例（昭和41年八王子市下水道条例第9号）第10条に規定する八王子市排水設備工事指定工事店が施工するものとする。

2 施工にあたっては、標準工事費単価を踏まえたものとする。

(補助金額)

第6条 補助金の額は、別に定める標準工事費単価に設置数量を乗じて得た額の10分の9に相当する額、又は、当該工事に要した額(消費税を含む。)の10分の9に相当する額のうちいずれか少ない額とする(円位未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする)。

2 補助金の限度額は、350,000円とする。

(交付申請)

第7条 補助の交付を受けようとするものは、雨水浸透施設設置補助金交付申請書(第1号様式)により、次に掲げる書類を添えて市長に申請するものとする。

- (1) 内訳を含む設置工事の見積書
- (2) 雨水浸透施設配置図
- (3) 雨水浸透施設構造図
- (4) 浸透施設の貯留浸透能力を示す書類

2 前項の申請は、設置工事の着手前に行うものとする。

(交付決定)

第8条 市長は、前条の規定により申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、適当と認めたときは、雨水浸透施設設置補助金交付決定通知書(第2号様式)により申請者に通知する。

2 市長は、前項の規定による交付決定にあたり、必要があると認めるときは条件を付することができる。

3 市長は前項の審査の結果、補助金の交付を不適當と認めたときは、雨水浸透施設設置補助金不交付決定通知書(第3号様式)により申請者に通知する。

(変更申請等)

第9条 交付の決定を受けたものは、申請内容に変更が生じたときは、必要な書類を添えて雨水浸透施設設置工事変更申請書(第4号様式)により市長に変更申請をしなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、雨水浸透施設設置補助金変更交付決定通知書(第5号様式)により、申請者に通知する。

3 市長は前項の審査の結果、補助金の交付を不適當と認めたときは、雨水浸透施設設置補助金変更不交付決定通知書(第6号様式)により申請者に通知する。

4 交付の決定を受けたものが、第7条に規定する申請を取下げるとき

は、雨水浸透施設設置申請取下届（第7号様式）を市長に届け出なければならぬ。

（設置完了報告）

第10条 交付の決定を受けたものは、雨水浸透施設の設置工事後、速やかに雨水浸透施設設置完了報告書（第8号様式）に、次に掲げる書類を添えて、令和7年（2025年）3月31日までに市長に提出しなければならない。

- （1） 工事の内訳が分かる工事費領収書、又はそれに準ずるもの
- （2） 工事写真
- （3） 竣工図（平面図と構造図）

（補助金額の確定）

第11条 市長は、前条に規定する完了報告書を受けたときは、その内容を審査するとともに必要に応じて現地調査を行い、その報告書の内容が補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合すると認めた場合は、補助金額を確定し、雨水浸透施設設置補助金額確定通知書（第9号様式）により、交付の決定を受けたものに通知する。

（補助金の請求及び交付）

第12条 前条の規定による通知を受けた者は、雨水浸透施設設置補助金交付請求書（第10号様式）により、速やかに補助金の交付を請求しなければならない。

2 市長は、前項に規定する請求があったときは、内容を審査し、補助金を交付する。

（交付決定の取消）

第13条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 偽り、その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- （2） この要綱の規定に違反したとき、又は市長の付した条件に従わなかったとき。

（補助金の返還）

第14条 市長は前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて返還を命じることができる。

（維持管理）

第15条 この要綱により補助金の交付を受けた者は、定期的な点検・清掃等を行う等、雨水浸透施設機能の維持のため適切な維持管理に努めなければならない。

（維持管理協定）

第16条 この要綱により第11条に規定する通知を受けた者は、前条の規定により、雨水浸透施設の維持管理に関する協定書（第11号様式）を提出しなければならない。

(委任)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年（2024 年）4 月 1 日から施行する。